

日労組第三九五文節)ニテ打川ルコトニ協議僅マリ中村留蔵
外六十三名ハ本月五日午當額合計八千八百円ヲ受領シ目下就
労先物色中ナリ

六 解雇社員等ノ状況

解雇社員及雇員等ハ既依ノ通り積立金ヲ受領シ退職手當ノ要
求ニ付協議中ナルカ會社側ニ於テハ之ニ支給スヘキ金額確立
セザル為メ立案中ト稱シ函着ノ表面的交渉スルニ至ラス

五 調停者ノ調停状況

當廳調停課ニテハ前叙ノ如ク労員代表ニ對シ再考ヲ求メタル
結果會社側ヨリ一項記述ノ如ク増額ノ旨申出アリタルニヨリ
即日争議団代表ヲ招致シ此ノ旨傳達シ解決方懸望スルニナリ
タルカ代表等ハ要額ノ三分一ニテハ到底認容スルコト能
ハスト述ヘタルニ一處團員ニ諮ルヘシトテ引揚ル事引續キ折
衝中ナリ

六 斡旋取極

本争議團ハ時ニ非合法運動ヲ敢行スルノミナラス叙上ノ状況
ニ依リ累擧ヲ爲スノ虞レアルヲ以テ所轄砂町署長ニ於テハ争
議團長砂賀七松自ノ他ヲ召致論示スルト共ニ解決方ニ付々善
処スヘキ懇示シタリ

右及申(通)根候也